認可地縁団体不動産に係る登記の特例制度　手続きの流れ

１　事前準備（認可地縁団体）

○申請書類の準備
　登記の特例制度の必要書類の確認、相談（担当課：総務課）
○申請不動産の所有者・相続人の調査
　所在が判明している登記関係者（相続人等）から認可地縁団体名義への変更（特例制度申請）の同意聴取、所在が不明の相続人の調査など

２　総会の開催（認可地縁団体）

①申請不動産の所有についての議決（保有資産目録に記載ない場合）
②登記の特例制度を申請する議決

３　申　請（認可地縁団体⇒八頭町）

①公告申請書
②登記事項証明書
③総会で議決したことを証する書類
④申請者が代表者であることを証する書類
⑤法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類

４　審　査（八頭町）

提出書類を確認し、要件を満たしていると判断した場合、当該不動産の所有権の保存または移転の登記について異議のある関係者は、八頭町長に対して異議を述べるべき旨の公告を行います。

５　公　告（八頭町）

※期間：３ヵ月※

（異議申し立てがあった場合）※公告手続き中止の可能性
①異議申し立てがあった旨を町から認可地縁団体へ通知
②異議を唱えた相手方との協議・調整（認可地縁団体対応）

（異議申し立てがなかった場合）

６　公告結果（承諾）の情報提供を通知（八頭町⇒認可地縁団体）